

自治会長の業務のあり方

東 和子（みどり21）



自治会長を引き受けると決まり、仕事を退職したという事例が身近にある。このような現実を菊川市としてどのように対応していくのが質問した。

Q コロナ禍で私たちの生活も変化している中、市として自治会長業務の在り方をどのように検討していくのか。

A 「自治会の負担軽減」をテーマに全庁的に取り組み、自治会への依頼事項の洗い出しや見直しを行っている。連合自治会とも引き続き協議し、本年度中には自治会の負担軽減に関する方針を策定する。

Q 地区によっては人口の年代別構成に偏りが生じ、人材の選定に困難なところも出ている。今後、自治会長の選定制度の在り方や調整も不可欠と考えるが見解は。

A 自治会長の選出は、自治会ごとに規約等において選出方法を定めており、自治会長の選出制度の

在り方の検討や調整を市が実施することは考えていないが、業務多忙を理由とした自治会長のなり手不足を少しでも解消するため、自治会の負担軽減に全庁を挙げて取り組みんでいく。

Q 自治会活動についての意見や要望にどう対応していくのか。

A 自治会のコミュニティ活動は、新型コロナウイルス感染症の新しい生活様式に沿った地域活動をサポートしていく。

他に「コロナウイルス感染症対策及び学校におけるサポート体制」について質問しました。



農地付き空き家対策について

横山 隆一（日本共産党）



空き家により公衆衛生の悪化など様々な問題が出る。空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付された。当市でも、空き家対策計画が策定されているが深刻なのが「農地付き空き家」だ。空き家と同様に適切な管理が求められる。

Q 住宅土地統計調査による「その他住宅990戸」のうち、農地付き空き家数は。建築物・農地の実情と課題は。

A 農地付き住宅は調査対象外のため把握していない。農地は法律の制限があり簡単に処分出来ず荒廃農地化が課題である。

Q 空き家バンクを通じた「農地付き空き家」の提供により、移住希望者を呼び込む自治体が増えている。農地の権利取得には農業委員会の許可が必要だが、空き家に付随する農地に「別段の面積」を設定する必要がある。農地バンクの実情は。

A 農地バンクの活用は重要であ

り農業委員会と連携し対応する。下限面積についても農業委員会でも検討していく。

Q 当市では「空き家等対策計画」が策定されているが、今後増え続けることが予想される農地付き空き家対策の実効性を高めるための条例制定は。

A 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正に管理しており、空き家等の所有者からの相談には助言や指導も行っていることから条例制定の必要はないと考えている。

他に「民間活力の活用と住民周知」について質問しました。

空き家

